

## C 令和2年度動物検疫所成田支所における検疫探知犬ハンドリング業務等委託仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 適用範囲

- 1 この仕様書は、農林水産省動物検疫所成田支所（以下「成田支所」という。）の検疫探知犬1頭（以下「検疫探知犬」という。）のハンドリング業務及び飼育管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 仕様書及び業務説明書（的確な業務運営のために作成された各種マニュアル）は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

#### 第2条 用語の定義

用語の定義は、次の事項に定めるところによる。

- 1 「委託者」とは、農林水産省動物検疫所長又はその職務代理者をいう。
- 2 「管理責任者」とは、受託者又は検疫探知犬ハンドラー（以下「ハンドラー」という。）もしくはハンドラー補助者に対する指示、承諾、承認又は協議の職務等を行う者で、成田支所長又はその職務代理者をいう。
- 3 「探知犬担当官」とは、成田支所の職員であって、管理責任者の監督の下、ハンドラーの業務実施場所において、業務を統括指揮する者をいう。
- 4 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社もしくはその他法人をいう。
- 5 「ハンドラー」とは、受託者が業務を履行するために使用している者をいう。
- 6 「ハンドラー補助者」とは、第8条及び第9条の業務のうち、ハンドラーが業務を行う日以外に飼育管理業務を履行するために受託者が使用している者をいう。
- 7 「受託者等」とは、受託者並びにハンドラー及びハンドラー補助者をいう。
- 8 「仕様書等」とは、仕様書及び業務説明書をいう。
- 9 「訓練機関等」とは、検疫探知犬若しくはハンドラーの訓練を実施する施設、法人等をいう。
- 10 「指示」とは、管理責任者又は探知犬担当官が受託者等に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面又は口頭をもって示し、実施させることをいう。
- 11 「承認」とは、受託者が管理責任者に対し、書面により申し出た業務遂行上必要な事項について、管理責任者が書面等により同意することをいう。
- 12 「協議」とは、管理責任者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 13 「報告」とは、受託者等が管理責任者に対し、業務の遂行に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 14 「提出」とは、受託者が管理責任者に対し、業務の遂行に関わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 15 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又はeメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 16 「打ち合わせ」とは、ハンドラーと管理責任者又は探知犬担当官が面談により、業務実施場所における具体的な運用方針、業務時間及び業務内容について合議することをいう。

### 第3条 一般的留意事項

- 1 受託者は、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級を有する者でなければならない。
- 2 受託者は、関税法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに動物の愛護及び管理に関する法律を遵守していなければならない。
- 3 受託者は、契約内容を充分理解し、検疫探知犬のハンドリング実施場所及び飼育管理の状況についても精通していなければならない。
- 4 受託者等が、業務に関する取材を受ける場合又は自らが広報活動を行う場合には、事前に管理責任者と協議し、管理責任者の指示に従わなければならない。
- 5 受託者は検疫探知犬を第9条に規定する業務以外に使用してはならない。
- 6 本調達の応札を希望する者は、入札公告で指定する日までに下記のことを委託者に書面で提出すること。
  - (1) 第5条第2項に示す検疫探知犬ハンドラーの育成施設に関する情報（別紙1）
  - (2) ハンドラーの育成・訓練が、第5条第2項に示す認定ハンドラー訓練士により行われる又は行われた場合は、当該訓練士の氏名及び訓練士として認定されていることを証明する書類

### 第4条 守秘義務

受託者等は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

## 第2章 検疫探知犬ハンドリング及び飼育管理業務委託

### 第5条 ハンドラーの要件等

- 1 受託者は、本条第8項の要件を満たすハンドラー1名以上及びハンドラー補助者を用意し、令和2年4月1日から成田支所の検疫探知犬を用いた業務を行うことができるよう体制を整えなければならない。なお、業務開始時期は委託者の指示によるものとする。
- 2 ハンドラーは、公的検疫機関（国外を含む。）に検疫探知犬及びハンドラーを供給した実績のある訓練機関により育成された者、又はそれらの訓練機関における所定の訓練を受けハンドラーの育成が可能であると認められた者（認定ハンドラー訓練士）により、当該認定ハンドラー訓練士が所属する訓練機関等において育成された者でなければならない。また、受託者はハンドラーの訓練について具体的に記載した「検疫探知犬ハンドラーの育成書」（別紙2）を、原則として本条第1項の業務開始日までに管理責任者へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、既にいずれかの動物検疫所（成田支所を含む。）において承認を受けているハンドラーの場合は、提出を要しない。次項において同様とする。
- 3 受託者は、ハンドラーが前項の訓練により育成された者であることを証明する当該訓練機関等発行の書類を本条第1項の業務開始日までに管理責任者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、第8条及び第9条に規定するハンドリング業務に関し、定期的に、自ら又は第三者による評価を行い、評価結果を管理責任者へ提出し、探知精度を維持・向上しなければならない。また、管理責任者が実施する能力評価を受けるとともに、本条における能力の評価及び業務を通じ

て、探知犬担当官若しくは管理責任者が指定した者の助言・指導を受けなければならない。また、管理責任者が実施する能力評価の結果、的確なハンドリング業務の遂行に支障があると判断した場合は、契約期間中であってもハンドラーの変更又は訓練を指示できるものとする。

- 5 ハンドラー及びハンドラー補助者は車両を運転できる者でなければならない。
- 6 ハンドラーは、業務開始に先立ち、第8条及び第9条に規定する業務の適正な実施に当たって必要な能力に関して、受託者の確認を受けなければならない。
- 7 受託者は、第8条及び第9条で示された業務の適正な履行を確保するため、ハンドラー及びハンドラー補助者が行う業務に関わる次の事項が適正に行われるように、ハンドラー及びハンドラー補助者を指揮監督しなければならない。
  - (1) 動物検疫及び植物検疫の意義、検査の仕組みを十分に理解していること。
  - (2) 仕様書等を十分理解し、厳正に実施すること。
  - (3) 検疫探知犬の取扱いに対し、動物福祉に十分留意すること。
  - (4) ハンドラーは、旅客に対して損害や不快感を与えないこと。
- 8 受託者は、管理責任者又は探知犬担当官の指示をハンドラー及びハンドラー補助者へ連絡又は通知を行う場合、その内容を正確に相手に伝えること。
- 9 受託者は、ハンドラー及びハンドラー補助者又は部外者から報告もしくは情報提供を受けた場合は、速やかに管理責任者にその内容を的確に伝えること。
- 10 ハンドラー及びハンドラー補助者は、日本国籍を有し（戸籍抄本等を管理責任者に提出すること）、日本語に堪能な成年者で、次の要件を満たす者でなければならない。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
  - (2) 視覚、聴覚、音声機能もしくは言語機能又は精神の機能の障害がなく、第8条及び第9条に規定する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができること。
  - (3) 身体の機能障害がなく、第8条及び第9条に規定する業務を行うに当たって必要な技能を十分に発揮することができること。
  - (4) 麻薬、大麻又はあへんの中毒患者でないこと。
  - (5) 関税法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに動物の愛護及び管理に関する法律に違反したことがないこと。
  - (6) 社会通念に対する重大な背反行為又は著しく徳性を欠くことが明らかな者でないこと。
  - (7) 動物検疫及び植物検疫の意義、検査の仕組みを十分に理解していること。
  - (8) ハンドラーにあつては、英語による簡単なコミュニケーションが可能であること。
  - (9) ハンドラーにあつては、ドッグ・イングリッシュを理解し適切に使用することができること。
  - (10) ハンドラーにあつては、ハンドリング技術及び基本的なドッグトレーニング技術を身につけていること。
  - (11) 犬の飼育管理及びグルーミング技術を身につけていること。
  - (12) 犬の生態、行動に関する知識を有し、これらを観察する能力を有していること。
  - (13) ハンドラーにあつては、十分にトレーニングされた犬のハンドリングの経験を有し、用途に応じた犬のハンドリング、トレーニング方法及びその必要性について理解していること。
  - (14) 犬の問題行動を識別し、適切に対処する能力を有していること。
  - (15) 犬の健康状態を管理し、適切な応急処置をとることができること。

(16) ハンドラーにあつては、受託者の正社員もしくは正職員であること。

11 受託者は、第8条及び第9条で示された業務を適切に履行するために、業務開始までに次を準備しなければならない。

- (1) 業務地への立ち入り及び業務の実施に関する関係省庁及び空港管理会社の許可
- (2) 検疫探知犬専用の運搬用車両
- (3) 業務専用の携帯電話
- (4) その他、業務の実施に必要となるもの（ただし、ハンドラーが探知業務の際に着用する制服（上衣、ズボン及び帽子）は委託者が貸与する。）

## 第6条 業務実施計画書

受託者は、業務開始に当たって「業務実施計画書」（様式1）を作成し、管理責任者へ提出すること。なお、その内容に変更があつた場合には、速やかに「業務実施計画変更書」（様式2）を管理責任者へ提出すること。

## 第7条 業務実施報告書

受託者は、毎月末に「業務実施報告書」（様式3）を作成し、管理責任者に提出して報告すること。

## 第8条 業務時間

- 1 ハンドリング業務を行う日は、年間240日とする。月毎のハンドリング業務を行う日数は管理責任者が受託者またはハンドラーに指示する。4週間のうち8日間は業務を行わない日（週休日）とすること、業務を行う日が引き続き12日を超えないことを原則とする。また、年間240日間を下回らない限りにおいて、受託者からの業務を行わない日とすることを承認することとする。週休日に業務を実施した場合には、管理責任者と打ち合わせた上で業務日を週休日に変更することができる。なお、第9条1項の(1)に基づきハンドリング業務地を別に定めた場合、ハンドラーの成田支所と当該業務場所間の移動日（当該日のハンドリング業務実施の有無を問わない。）はハンドリング業務日数とみなすものとする。
- 2 1日間におけるハンドリング業務は、6時30分から21時30分までのうち、管理責任者と受託者が協議して定める5時間45分（連続しないこともある。休憩時間を含む。）とする。これ以外の時間帯についてハンドリングが必要な場合は、管理責任者と受託者が協議して調整する。なお、第9条1項の(1)に基づきハンドリング業務地を別に定めた場合、ハンドラーの成田支所と当該業務場所間の移動時間はハンドリング業務時間とみなすものとする。
- 3 飼育管理業務を行う日は、週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日を含む毎日とする。なお、ハンドリング業務を行う日以外に行う飼育管理業務は、8時30分から17時15分の間で管理責任者が定める時刻において実施する。検疫探知犬の飼育管理時間は1日当たり3時間とする。
- 4 ハンドラー及びハンドラー補助者は、勤務状況を確認するために「出勤確認整理簿」（様式4）に業務日の出勤時刻と退庁時刻他を記録し、管理責任者に提出しなければならない。

## 第9条 業務内容

- 1 検疫探知犬のハンドリング業務
  - (1) 業務地

以下のとおりとする。なお、管理責任者が必要と認める場合には、受託者と協議の上、業務地を別に定めることができる。

- ア 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 第1旅客ターミナルビル  
成田空港第1旅客ターミナルビル税関旅具検査場（北ウィング及び南ウィング）
- イ 千葉県成田市古込字古込 1-1 第2旅客ターミナルビル  
成田空港第2旅客ターミナルビル税関旅具検査場
- ウ 千葉県成田市取香字上人塚 1 4 8-1 第3旅客ターミナルビル  
成田空港第3旅客ターミナルビル税関旅具検査場

## (2) 業務の内容

ハンドラーは、業務説明書に基づきハンドリング業務を行うこと。なお、受託者は、ハンドリング業務に当たって、故意又は過失により検疫探知犬を死亡させた場合もしくは重大な疾病・外傷等を負わせた場合は弁償の責に任じなければならない。

### ア 検疫探知犬の輸送

ハンドリング業務の前後に犬舎と業務地の探知犬待機場所との輸送を行う。

### イ 事前調整

探知犬担当官は、ハンドラーに探知業務予定を指示するとともに、検疫探知犬の健康状態の聞き取り等を行う。

### ウ 探知トレーニング

税関旅具検査場及び管理責任者又は探知犬担当官が定めた場所において、管理責任者又は探知犬担当官の監督の下、日常的に自ら検疫探知犬の探知トレーニングを行う。

### エ 探知業務

業務地において、探知犬担当官の指示に従い、旅客の携帯品中の畜産物・農産物に対する探知を行う。

### オ 探知実績の報告

ハンドラーは、「ハンドラー週間業務報告」（様式5）に探知実績及び連絡事項等を毎日記載し、1週間に1回、管理責任者へ提出すること。

カ 広報活動業務地において、管理責任者が必要と認めた広報活動（新聞、テレビ等の取材を含む。）を実施する。

## 2 検疫探知犬の飼育管理業務

### (1) 業務地

千葉県成田市三里塚大字天浪字西原 2 5 4-1

成田支所天浪検疫場

なお、管理責任者が必要と認める場合には、受託者と協議の上、業務地を別に定めることができる。

### (2) 業務の内容

#### ア 飼育管理

ハンドラー及びハンドラー補助者は、管理責任者が作成した業務説明書に基づき、検疫探知犬の飼育管理を行うこと。なお、飼育管理に当たっては善良な管理者の注意をもって行い、故意又は過失により検疫探知犬を死亡させた場合もしくは重大な疾病・外傷等を負わせた場合は

弁償の責に任じなければならない。

また、業務地の探知犬の飼育場所の使用は、善良なる維持管理により行い、受託者の責に帰すべき事由により、これを汚損し、損傷し若しくは滅失したときは、遅滞なくその旨を管理責任者に報告し、かつ、これを原状に復すること。

イ 業務の報告

ハンドラー及びハンドラー補助者は、飼育管理状況等を記載した「飼育管理日誌」(様式6)を毎日作成し、1週間に1回、管理責任者へ提出すること。

第10条 検疫探知犬が使用できなくなった場合の措置等

検疫探知犬が以下のいずれかの状態となった場合は、契約の変更、解除等について委託者と受託者の協議により決定する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 疾病、外傷等により探知業務が実施できなくなったとき
- (3) 探知能力の低下により旅客の携帯品中の畜産物・農産物を探知できなくなったとき

# 検疫探知犬ハンドリングマニュアル

## 1 ハンドラーと検疫探知犬の移動

### (1) 移動方法

ハンドラーは、朝の飼育管理業務終了後、月曜日から金曜日まで第1ターミナル北ウイング税関旅具検査場、第1ターミナル南ウイング税関旅具検査場、第2ターミナル税関旅具検査場内又は第3ターミナル税関旅具検査場内にある探知犬待機室に検疫探知犬を移動させる。

### (2) 制限区域内への出入口

ハンドラーが探知犬待機室からの税関旅具検査場内への出入りする際の出入口は、以下のとおり。

ア 第1ターミナル北ウイング税関旅具検査場

・ A 4 ターンテーブル出入口奥の扉

イ 第1ターミナル南ウイング税関旅具検査場

・ B 5 と B 6 ターンテーブルの間の出入口奥の扉

ウ 第2ターミナル税関旅具検査

・ 荷捌き場から税関旅具検査場内へ入るすべての出入口

エ 第3ターミナル税関旅具検査

・ 荷捌き場から税関旅具検査場内へ入るすべての出入口

### (3) 旅客ターミナル等への出入り

ハンドラーの休憩及び業務連絡のための出入口は、税関管理の第4監所を利用する。

## 2 探知犬待機室の管理

探知犬待機室から移動する際には、常に施錠し、盗難防止を図ること。室内は、常に整理整頓に心がけること。

## 3 事前準備

### (1) 業務打合せ

ハンドリング業務の開始前に、探知犬担当官とハンドラーは、探知犬待機室で当日の業務予定、その他連絡事項等の打合せを行う。

### (2) 訓練

探知能力の向上のため税関旅具検査場内で訓練を行う。

訓練方法は、別に定める「検疫探知犬訓練マニュアル」に従う。

### (3) 散歩及び排尿

探知業務を実施する前に軽い散歩を10分程度及び排尿を実施する。

場所については、探知犬担当官が指定する。

## 4 検疫探知業務

### (1) 業務開始前

探知犬担当官は、内線電話にて、探知犬待機室のハンドラーに税関旅具検査場への入場時刻を連絡する。

第2ターミナルでは、ハンドラーは、検疫探知犬を連れて指定された時刻に税関旅具検査場に行く。

第1ターミナルでは、探知犬担当官とともに税関旅具検査場に行き、動物検疫所の検査サブカウンター内の仮待機場所で待機する。

第3ターミナルでは、ハンドラーは、検疫探知犬を連れて指定された時刻に税関旅具検査場に行く。

### (2) 探知業務

ア ハンドラーは、探知犬担当官の指示のもとにハンドリングを行う。探知犬担当官は、ハンドラーに対し、動物検疫所検査カウンターへの誘導等探知業務に関連する業務を指示することができる。

イ ハンドラー及び検疫探知犬は、稼働しているターンテーブル周囲を巡回する。

ウ ハンドラーは、検疫探知犬が旅具に反応した場合には、探知犬担当官に伝える。

エ 旅具中より検査対象物が摘発されたら、ハンドラーは検疫探知犬にリワード（褒美）を与える。

(3) 探知対象便及び時間

探知対象便及び探知時間は、探知犬担当官の指示に従う。

5 内容の変更

このマニュアルの内容は、業務開始後に変更することがある。

# 検疫探知犬訓練マニュアル

## 1 訓練時間

訓練は、月曜日から金曜日までの業務日において、管理責任者又は探知犬担当官（以下、両者を合わせて「探知犬担当官等」という。）の指示に従い、必要に応じ実施する。

訓練開始は、原則として探知犬待機室に到着後とするが、変更が生じた場合には、探知犬担当官等がハンドラーに連絡する。

なお、訓練は、探知犬担当官等の判断で中止することができる。

## 2 訓練場所

訓練場は、探知犬担当官等が指定する場所で行う。

なお、訓練場所が許可を必要とする場所の場合、探知犬担当者等は、その場所の管理者等へ連絡し、その許可を得ることとする。

## 3 訓練の立会

訓練には、必ず探知犬担当官等が立会する。

## 4 訓練に必要な機材

訓練に必要な備品、消耗品は、成田支所が準備したものを使用する。

## 5 訓練の方法

方法については、以下に具体例を示すが、探知犬担当官等の判断により変更できるものとする。

- (1) 探知犬担当官等は、訓練場所（ターンテーブルを含む）を指定する。
- (2) 探知犬担当官等は、探知対象が入った箱と対象とならないものが入った箱をランダムに置く。
- (3) ハンドラーは、検疫探知犬とともに、箱内の探知対象物を探知させる。
- (4) 探知に成功した場合、ハンドラーはリワード（褒美）を与える。
- (5) 探知犬担当官等は、探知対象物の入った箱をランダムに入れ替えて、再度配置し探知させる。これを1頭あたり数回繰り返す。
- (6) 探知犬担当官等は、必要に応じて探知対象物を交換する。

## 6 訓練の記録

ハンドラーは、訓練の結果を記録し、探知犬担当官等に報告する。

## 7 内容の変更

このマニュアルの内容は、業務開始後に変更することがある。

## 犬舎等管理マニュアル

### 1 受託者の責務

受託者は、検疫探知犬の飼育管理区画及びハンドラー及びハンドラー補助者の利用区画（以下「犬舎」という。）並びに備品の維持管理を良心に基づき行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由により、犬舎及びその付帯施設並びに備品を汚損し、損傷し、滅失したときは、遅滞なくその旨を届出かつこれを現状に復すること。

### 2 犬舎の使用手続き

受託者は、犬舎を使用するにあたり、庁舎管理責任者に「動物検疫所庁舎等管理規則（平成21年8月31日付け21動検第570号）」第5条及び第16条の規定に基づき、「職員以外の者の庁舎使用許可申請書」及び「火器使用許可申請」を使用する者の氏名を添えて提出しなければならない。

庁舎管理責任者は、審査の上、同条の規定に基づき許可書を交付する。期間は1年間とするが、契約年度の3月31日を超えない。

### 3 受託者の遵守事項

受託者は、犬舎を使用するにあたり次の項目を遵守すること。

- (1) 犬舎は、周囲及び運動場を含め、清掃し常に清潔に保つこと。
- (2) 業務実施上必要があるとして物品を持ち込む場合には、管理責任者の許可を受け、成田支所の備品と区別して蔵置すること。
- (3) 管理責任者の許可無く外来者を入舎させないこと。
- (4) 出入口は、常に施錠し、盗難防止に努めること。
- (5) 管理責任者及び探知犬担当官が指定した場所以外では、喫煙、飲食をしないこと。
- (6) 火器の使用に当たっては、火災発生防止のため、以下の点に留意すること。
  - ア 使用していない電気のスイッチを切ること。
  - イ 使用していないガス栓を締めること。
  - ウ 禁煙を原則とする。喫煙する場合は、その都度、煙草の吸いガラ等を点検し完全に消滅させること。
  - エ その他危険物等燃焼のおそれのある物件を処理すること。
  - オ 犬舎及びその付帯施設並びに備品の点検の結果、火災予防上必要と認められる事項については、管理責任者に報告して、その善処を依頼すること。
  - カ 前各項に掲げるもののほか、火災防止のための必要な措置を講ずること。
- (7) その他、管理責任者及び探知犬担当官の指示に従うこと。

### 4 その他

庁舎管理責任者又はその指名する者は、庁舎管理上の必要により犬舎内に立ち入ることがある。

### 5 内容の変更

このマニュアルの内容は、業務開始後に変更することがある。

## 検疫探知犬飼育管理マニュアル

### 1 飼育管理実施者等

#### (1) 飼育管理実施者

飼育管理の実施者は、ハンドラー及びハンドラー補助者とする。

ハンドラー及びハンドラー補助者以外の者の検疫探知犬の飼育管理業務は認めない。

#### (2) 飼育管理場所

飼育管理場所は、成田支所天浪検疫場の検疫探知犬用の犬舎（以下「犬舎」という。）とする。

#### (3) 犬舎の管理

受託者は、犬舎及びその付帯施設並びに備品等の維持管理を良心に基づき責任を持って行うこと。

また、清掃励行し、常に清潔に保つこと。

### 2 飼育管理の方法

#### (1) 午前（探知業務前）

##### ア 健康観察

体重測定（週1回）

##### イ 飼育犬房の清掃

##### ウ 散歩

20分程度。天候に留意して行うこと。荒天時は、実施しなくてもよい。

散歩中、探知犬が路上等に排泄した糞便は、速やかに取り除くこと。

##### エ 給水

給水器内の飲料水を新鮮なものと交換する。

給水量は、探知犬が要求する量。

##### オ ブラッシング、シャンプー

シャンプーは、通常2週間に1回実施するが、冬季は回数を減らしてもよい。

#### (2) 午後（探知業務終了後）

##### ア 健康観察

##### イ 飼育犬房の清掃

##### ウ 散歩

30分程度。天候に留意して行うこと。荒天時は、実施しなくてもよい。

散歩中、探知犬が路上等に排泄した糞便は、速やかに取り除くこと。

##### エ 給餌、給水

管理責任者の指定する餌及び数量を与える。

実際の摂取数量について確認後、「飼育管理日誌」（様式6）に記入する。

給水器内の飲料水を新鮮なものと交換する。

給水量は、探知犬が要求する量。

#### (3) 「飼育管理日誌」の記載

「飼育管理日誌」（様式6）を毎日記載し、翌週初めに探知犬担当官に提出すること。

#### (4) 犬舎への立ち入り許可

犬舎には、管理責任者から許可を得ていない者の立ち入りを禁ずる。

#### (5) 健康管理

飼育管理実施者は、検疫探知犬の健康状態に異常所見を認めた場合には、速やかに管理責任者または探知犬担当官に連絡し、その指示を受けること。

### 3 内容の変更

このマニュアルの内容は、業務開始後に変更することがある。

## 検疫探知犬ハンドラーの育成施設に関する情報

名称			
所在地			
電話番号		FAX番号	
その他連絡先			
創立年月日			
沿革			

代表者氏名		生年月日	
現住所			
略歴			

従業員数とその各種区分内訳

活動概要

育成実績

育成後の供給先

その他参考となるべき事項

施設に関するパンフレット等の資料がある場合には添付すること。

## 検疫探知犬ハンドラーの育成書

育成施設名称			
育成期間		連絡先	

トレーナー名			
略歴			
育成実績			
トレーナー名			
略歴			
育成実績			

ハンドラー育成スケジュール	
ハンドラーの訓練 月 日 ~ 月 日	訓練内容を具体的に記載すること。
検疫探知犬とハンドラーの 合同訓練 月 日 ~ 月 日	訓練内容を具体的に記載すること。
その他参考となるべき事項	

様式 1

## 業 務 実 施 計 画 書

平成 年 月 日

農林水産省動物検疫所成田支所長 殿

申請者  
所 属  
氏 名 印

動物検疫所成田支所における検疫探知犬ハンドリング業務等委託仕様書第6条に基づき、下記のとおり業務実施計画書を提出します。

### 記

1 業 務 名 動物検疫所成田支所における検疫探知犬ハンドリング業務等

2 実施期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

3 実施事項

(1) 業 務 内 容

(2) 実施者氏名

(3) 業務期間中の予定

(4) その他連絡事項

(記載要領)

- ・(1)には、1日のスケジュール、探知方法等詳細に記載すること。別紙で記載し添付可能。
- ・(2)には、実施者全員の氏名を記載すること。
- ・(3)には、探知計画予定日数等を記載すること。
- ・(4)には、特に連絡すべき事項を記載すること。
- ・その他必要な場合には、別様とすること。

様式 2

## 業 務 実 施 変 更 計 画 書

平成 年 月 日

農林水産省動物検疫所成田支所長 殿

申請者

所 属  
氏 名

印

動物検疫所成田支所における検疫探知犬ハンドリング業務等委託仕様書第 6 条に基づき、下記のとおり業務実施変更計画書を提出します。

記

### 1 変更事項

(記載要領)

提出した業務実施計画書から変更する箇所を具体的に記載すること。

様式 3

## 業 務 実 施 報 告 書

平成 年 月 日

農林水産省動物検疫所成田支所長 殿

申請者  
所 属  
氏 名 印

動物検疫所成田支所における検疫探知犬ハンドリング業務等委託仕様書第7条に基づき、下記のとおり業務実施報告書を提出します。

### 記

1 実施期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで ( 日間)

#### 2 業務状況

##### (1) ハンドラー及び補助者の出勤状況

氏 名：  
出勤日数： 日 欠勤日数： 日

氏 名：  
出勤日数： 日 欠勤日数： 日

##### (2) ハンドリング実施日数

氏 名： 実施日数： 日

氏 名： 実施日数： 日

##### (3) その他業務実施事項

#### (記載要領)

- ・(1)は、実施者ごとに記載すること。出勤等確認できる業務日報等の写し添付すること。
- ・(2)は、実施者ごとに記載すること。
- ・(3)は、新聞、テレビ等の広報活動業務等を記載すること。
- ・その他必要な場合には、別様とすること。
- ・本報告書は、毎月末にとりまとめ、翌月に提出すること。

出 勤 確 認 整 理 簿

平成 年 月

所 属				氏 名					
日付	曜日	出勤印	出勤時刻	退庁時刻		確認印 (管理責任者等)	行 事 等	備考	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
特記事項									

## ハンドラー週間業務報告

報告日	平成 年 月 日 ( )							
所 属				氏 名				
業務期間	月 日( )から		月 日( )まで		(業務日数 日間)			
業務内容	日 付	対 応 機 数		犬の反応回数		探 知 回 数		
	月 日( )		便		回		回	
	月 日( )		便		回		回	
	月 日( )		便		回		回	
	月 日( )		便		回		回	
	月 日( )		便		回		回	
	月 日( )		便		回		回	
	合計 日間		便		回		回	
	主な行事							
	実施事項							
所 感								
動物検疫所からの伝達事項( 月 日)				担当者				
<b>注意事項</b> ・主な行事は、検疫探知犬業務の見学、取材の他、動物病院の受診等業務以外で実施したことを記載すること ・実施事項は、探知トレーニングの内容、探知業務中の内容を記載すること ・所感は、1週間の業務実施について、反省点、改善が必要と思われることの他、動物検疫所への要望等を記載すること。								

## 飼育管理日誌

年 月 日		飼育管理者		
午前	散歩	: ~ :		
	ブラッシング	: ~ :		
	清掃	: ~ :		
	便	あり ( ) なし		
	尿	あり ( ) なし		
	健康状態			
	備考		体重	kg
昼	散歩	: ~ :		
午後	散歩	: ~ :		
	給餌	給餌時刻	:	餌の種類
		グラム		残量
	食欲			
	便	あり ( ) なし		
	尿	あり ( ) なし		
	健康状態			
	備考			
連絡事項				